

小樽市環境基本計画策定業務仕様書

1 業務名

小樽市環境基本計画策定業務

2 業務の目的

本市は、小樽市環境基本条例（平成22年条例第21号。以下「条例」という。）第8条に基づき、本市環境行政の最も基本となる「小樽市環境基本計画」を平成27年度から令和6年度までの第1次計画として策定した。令和6年度をもって計画期間の満了を迎えること、また、国内外における環境や社会情勢等の変化に今後も対応していく必要があることから、第2次小樽市環境基本計画を策定する必要がある。

本業務は、条例第3条に掲げる環境の保全及び創造に関する基本理念の実現に向け、本市の目指すべき環境の将来像や目標を示し、様々な環境問題に対処するための環境施策を総合的かつ計画的に推進するための環境行政のマスタープランとして基本方針を策定することを目的とする。

3 履行期間

契約締結の日から令和7年3月28日（金）まで

4 業務内容

令和7年度から始まる第2次小樽市環境基本計画について、令和5年度から令和6年度の2か年で策定する。

（1）令和5年度の業務内容

ア 基本的事項の整理

（ア）計画策定の基本的考え方等の整理

- ・計画策定の背景、目的、位置づけ、対象、期間など基本的事項を整理する。

（イ）国内外の関連する社会情勢の整理

- ・計画の対象となる各分野に関する国内外の最新の社会動向の情報収集及び現状分析

（ウ）関連計画との整合性の確認

- ・本市の上位計画及び関連計画との整合性の確認を行う。

イ 市の概況及び環境の整理

（ア）概況の整理

- ・本市の位置・地勢や沿革、気象、人口、世帯、産業構造、土地利用等の概況を整理し、各情報を写真・図表を用いて整理する。

（イ）環境の整理

- ・自然環境や生活環境、地球環境等、本市の環境の現状を整理する。

ウ アンケート調査の実施

- ・計画策定の基礎資料とするため、市民2,000人を対象として本市の環境や環境政策に

関するアンケート調査を実施し、その調査結果を取りまとめる。

エ 環境の現状等の整理

(ア) 環境の現状の整理

- ・第1次小樽市環境基本計画の目標に対する環境の現状を整理する。

(イ) 施策の検証及び意向把握

- ・社会情勢やアンケート調査結果、環境の現状を踏まえ、施策ごとの現状、目標の達成状況、今後の方針などについて担当課に意向を確認する。

オ 施策ごとの課題の整理

- ・社会情勢やアンケート調査の結果、環境の現状、施策の検証結果等を踏まえ、施策ごとの課題を整理する。

カ 望ましい環境像の検討及び計画の基本目標の設定支援

- ・社会情勢や本市の特性を踏まえ、望ましい環境像について検討し、環境像を実現するための基本目標の設定を支援する。

キ 小樽市環境審議会の運営支援

- ・小樽市環境審議会において必要な会議資料の作成、専門的助言などの運営支援を行う。
- ・会議後は、意見交換の要点を取りまとめた議事概要及び議事録を作成する。

ク 中間報告書のとりまとめ

- ・ア～キについて整理した内容について、中間報告書としてとりまとめる。

ケ 打合せ協議

- ・業務全体の進行管理、情報整理や確認等のため、打合せ協議を行う。
- ・打合せ協議は必要に応じて随時実施するものとする。

(2) 令和6年度の業務の内容

ア 施策の検討及び指標の設定支援

- ・基本目標の達成に向けた施策及び具体的な取組みを検討する。
- ・施策の検討に当たっては、国の関連計画との整合性を図るとともに、SDGsとの関連付けや地球温暖化対策推進の観点を踏まえる。
- ・環境施策の達成状況を適切に把握できるよう、できる限り適時的に把握でき、かつ情報収集が容易な指標及びその数値目標の設定を支援する。

イ 進行管理手法の整理

- ・小樽市環境基本計画に基づく環境施策を計画的に推進・管理するため、推進・点検・見直しの仕組みや体制について検討する。

ウ パブリックコメントの実施支援

- ・パブリックコメントに必要な資料を作成する。
- ・提出された意見を取りまとめ、回答案の作成や小樽市環境基本計画への反映を支援する。

エ 小樽市環境審議会の運営支援

- ・小樽市環境審議会において必要な会議資料の作成、専門的助言などの運営支援を行う。
- ・会議後は、意見交換の要点を取りまとめた議事概要及び議事録を作成する。

オ 計画のとりまとめ

- ・各種検討及びパブリックコメント、小樽市環境審議会での意見を踏まえ、小樽市環境基本計画及び概要版としてとりまとめる。
- ・計画は、図表に加え、図解などを効果的に用いて、多くの市民・事業者にとって幅広い世代に親しみやすくわかりやすいレイアウトになるよう配慮する。

カ 打合せ協議

- ・業務全体の進行管理、情報整理や確認等のため、打合せ協議を行う。
- ・打合せ協議は必要に応じて随時実施するものとする。

5 成果品

(1) 令和5年度

- ア 中間報告書及び報告書作成に用いた関連情報 各3部
- イ 上記電子データ（CD-R等） 一式
- ウ アの図表・写真等の個別データ（CD-R等） 一式

(2) 令和6年度

- ア 本編 3部
- イ 概要版 3部
- ウ 計画策定に用いた関連情報 3部
- エ 上記電子データ（CD-R等） 一式

6 著作権等の扱い

成果品に関する著作権等は小樽市が保有するものとする。

7 その他

- (1) 本業務実施に当たり必要な事項については、小樽市と協議すること。
- (2) 本業務実施に際し、その根拠となった基準、数値、資料等については、その出典根拠を明確にするとともに計画に明記し、疑義の解消に努めること。
- (3) 業務の遂行に当たっては、適正かつ円滑に施行するため、受託者は小樽市と常に密に連絡を取り、相互に理解し作業を進めること。
- (4) 受託者が本業務を実施するに当たり、本仕様書に記載のないものであっても、社会通念上当然と認められる事項については、受託者の責任において行うものとする。
- (5) 守秘義務及び個人情報の取扱い
 - ア 受託者は、本業務を通じて知り得た情報について、公にされている事項を除き、本業務の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。また、業務終了後も同様とする。
 - イ 受託者は、小樽市個人情報保護法施行細則（令和5年規則第3号）その他の関係法令を

遵守し、業務上知り得た個人情報等を他に漏らしてはいけない。また、業務終了後も同様とする。

(7) 本業務の成果品及び関連資料に係る権利は、全て小樽市に帰属する。

(8) 受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部を第三者に委託する場合であって、あらかじめ委託者の書面による承諾を受けたときは、この限りでない。